

農業労働者としてのフィリピン先住民

森谷裕美子

はじめに

Covid-19の感染拡大により原則禁止されていた外国人の新規入国が11月8日から大幅に緩和され、その申請が開始された。なかでも、来日する予定だった技能実習生が入国できていないことで人手不足が慢性化していた日本の農業や製造業は大きな影響を受けていたが、今回の技能実習生らの入国緩和は、これらの「業界からの強い声があったから」で、岸田政権としては緩和による往来再開を経済活性化につなげたい考えであるという（朝日新聞DIGITAL2021年11月8日記事）。しかし8日に入国制限が緩和されたのも束の間、新型コロナの変異株への対応として、11月30日から再度、外国人の新規入国が原則停止となった。

外国人技能実習生をめぐるのは、現在、こうした日本側の人手不足の加速ばかりが懸念されているが、実際には実習生に対する長時間労働や残業代の未払い、低賃金、労災隠し、実習生に対する暴行・脅迫・セクハラといった人権侵害、実習生の犯罪・失踪等さまざまな問題がある。しかしこのような問題にもかかわらず、依然として多くの外国人が技能実習生として来日しており、現在は新規入国が停止されているが、その数は年々増加傾向にあるという事実がある。そもそも技能実習制度の目的は、「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力するということであるが⁽¹⁾、実際には、労働力の需給の調整の手段として用いられていることが多い。とりわけ、人口減少と高齢化の著しい農村部では人手不足が深刻で、全国的に農業において技能実習生への依存度が高まっているという。

本稿でとりあげるフィリピンは、世界有数の国際移民労働者（international migrants）の送出国で、2019年度の日本への送り出しは全体の3.8%とあまり多くはないが⁽²⁾、それでも日本で就労するフィリピン人の数は2020年10月末現在、ベトナム人（443,998人：全体の25.7%）、中国人（419,431人：同24.3%）に次いで3番目（184,750人：同10.8%）で、技能実習生についてもベトナム（218,600人：全体の54.3%）、中国（76,922人：同19.1%）に次ぎ3番目に多い（34,590人：8.6%）⁽³⁾。これを職種別でみると、2019年度では、最も多いのが建設関係の20.8%、次いで

食品製造関係 18.8%、機械・金属関係 16.1%、農業関係 8.9%となっており、フィリピン人実習生 (30,326 人) の場合では建設関係が 7,012 人と多数を占めるが (23.1%)、機械・金属関係 4,480 人 (14.8%)、食品製造関係 3,616 人 (11.9%) に次ぎ、農業関係は 3,486 人 (11.5%)、繊維・衣服関係が 667 人 (2.2%)、漁業関係が 22 人 (0.7%) で、農業関係でも多くのフィリピン人が就労していることがわかる⁽⁴⁾。上述のとおり技能実習生をめぐるには多くの問題があるが、なかでも農業技能実習生について調査した飯田は、彼らの日常について、その一人であるフィリピンの先住民男性の「ここではどこか痛いのが当たりまえで、それも仕事のうちだし」「この仕事の割はよかった。(中略)もし機会があるならまた他の国で働いてみたいよ。たとえばカナダとか、農業じゃなくて、建築工で。カナダにはたくさんフィリピン人の建築工が行っているんだ。…農業はしないと思う」という語りから、その現実を我々に伝える〔飯田 2012 : 59-60〕。

そこで本稿では、日本で農業労働者として働くフィリピン人、とりわけ厳しい自然環境の中で「伝統的」に農業を営んできた北部ルソンの先住民の多くが日本に農業技能実習生として「出稼ぎ」に来ているという事実に注目し、彼らに上述のように言わしめる日本の農業技能実習生の現状と、それでもなお彼らを日本に向かわせる動機について明らかにしたい。ただし、Covid-19 の感染拡大によって 2020 年以降は技能実習生を取り巻く環境が大きく変わっているため、本稿ではそれ以前の状況を主として扱うことにする。

なお、本研究は、2020～22 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 「先住民の出稼ぎ労働をめぐる国際移動・国内移動」(課題番号 20K01221) による研究成果の一部である。

1 移動する先住民

(1) 人の移動

人の移動には大きく分けて国内移動と国際移動とがあるが、国連開発計画 (United Nations Development Programme : UNDP) の『人間開発報告書 2009』によると、世界における人の移動は、その大半が途上国と先進国の間で起きている国際移動であるというわけではなく、実際は、国際移住者のおよそ 4 倍の数の人々が全世界で国内移住していると推測されるという。自国内でも国家間でも、人々は「より恵まれた機会」を求めて移動するが、途上国から先進国への移動が国内移動よりも少ない明白な理由のひとつが高額な移動費用であり、十分な援助と移住先で求められる専門技能をもつことが国際移動者には必要となる。結果的に、国際移動者は非移動者と比べて高い所得能力を有するだけでなく、同等の学歴をもつ現地住民よりも健康で生産性が高いことが多く、逆に専門技能をもたない人々の移住を困難にしている。しかしながら移住者の連続的な集団移動は、移住を容易にする社会

等のネットワークを発展させ、貧しい人々が他者の成功談を聞いて自分も成功に必要な支援を受けられると確信することで、移住というリスクを冒す決断を下す可能性があるという〔国際連合開発計画 2010：43-50〕。いっぽう国内移動には地方から都市へ、地方から地方への移動が考えられるが、農業から製造、サービス業中心の社会へと産業構造が変化するにつれ労働力も地方から都市へ移動することになり、新しい生活の糧を得るのに費用も設備投資もあまり必要ない社会では地方から地方への移動も多くみられるという。また、こうした移動には自発的なものと強制的なものがあるが、自発的な移動は概して「より恵まれた機会」を求めて行われており、強制的な移動の場合は戦争や紛争、自然災害、気候変動などを契機として、あるいは鉱山開発や大規模農場経営、ダムや港、空港の建設、森林破壊などの開発に伴ってみられる〔FAO・IFAD・IOM・WFP 2018：48〕。

フィリピンの場合、2018年に実施された人口移動統計によると、総人口1億665万人⁽⁵⁾のうち15歳以上で何らかの国内移動をしたことがある者は国民全体の40.1%で、そのうち地域(Region)を超えての移動が57%と最も多く、市や町(Municipality)間での移動が31%、州(Province)を超えての移動が13%であった⁽⁶⁾。地域を超えての移動ではフィリピンの首都であるマニラ首都圏(以下NCR)への移動が400万人と最も多く、次にカラバルソン(Region IV-A)に385万人、そして中部ルソン(Region III)へは137万人の移動があった。逆にバンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域(BARMM)への移動は15万8千人、コルディリエラ行政地域(以下CAR)へは19万4千人、カガヤンバレー(Region II)は29万9千人といずれも少なかった。逆にNCRは出ていった人の数も226万人と一番多く、続くビコール(Region V)、西部ビサヤ(Region VI)、中部ビサヤ(Region VII)、東部ビサヤ(Region VIII)とも100万人以上の移動者を出している。すなわち、フィリピンでは地方から地方への移動が顕著で全体の46.4%、地方から都市への移動が35.3%、都市から都市への移動は13.4%、都市から地方への移動は5.0%であった。いっぽう地域内での移動が最も多かったのは西部ビサヤの243万人、次が中部ビサヤの238万人、その次がカラバルソン(Region IV-A)の220万人で、最も少なかったのは本稿で扱う先住民が住むCAR⁽⁷⁾の54万2千人で、次がカラガ(Region XIII)の73万9千人、ミマロパ(Region IV-B)の85万9千人と続く(図1)⁽⁸⁾。

いっぽう国際移動の歴史は古く、早くも20世紀初めには農業や漁業などに従事する労働者がルソン島北部からハワイ⁽⁹⁾や北アメリカへと渡っており、さらに第二次大戦後には、初期入植者の家族や専門職の人々が永住を目的に国際移動するようになっていったという。しかしこの時期の移動先は主にアメリカで、しかも永住を目的とするものがほとんどであり、現在のようにさまざまな職種の多くの契約労働者が世界中に拡散するようになるのは1970年代の中東の第一次オイル・ブーム以降で、この時期、産油国で生産労働に従事する外国人労働者に対する需要が増大したため、フィリピン政府が失業率の増加や対外債務の膨張といった国内の深刻な問題を解決するため、この機に乗じて積極的に労働者を海外へ送り出すべく海外雇用

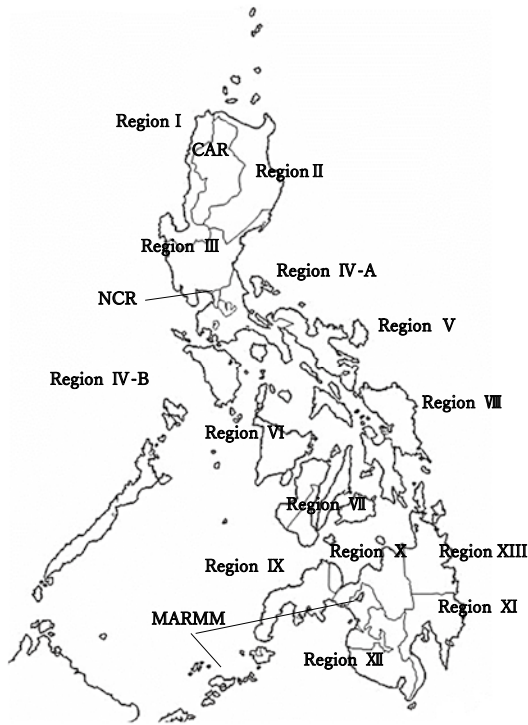
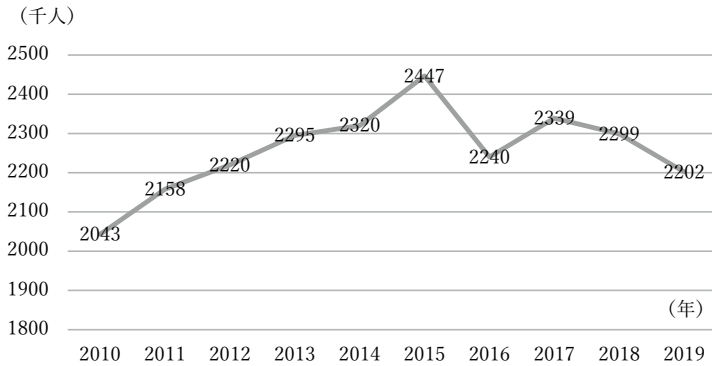


図1 フィリピンの行政地域

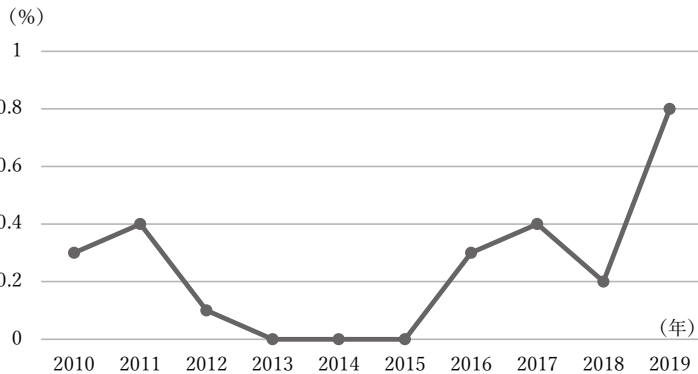
政策を導入したことによる。その後中東への移動は1980年代に減少するが、今度は新興工業経済地域（Newly Industrializing Economies：NIEs）などで大量の外国人労働者を吸収するようになり〔Tigno 2000：40-42〕、現在では労働雇用省（Department of Labor and Employment：以下DOLE）の管轄下にあるフィリピン海外雇用庁（Philippine Overseas Employment Administration：以下POEA）⁽¹⁰⁾を通じて世界中のほとんどの国に何らかの形でフィリピン人労働者（Overseas Filipino Workers：以下OFWs）が送り出されているという。フィリピン国家統計局（Philippine Statistic Authority：以下PSA）の統計によると、現在のOFWsの数は2015年をピークに若干の上下はみられるものの常に200万人を超えており（グラフ1）、2019年4～9月期の数は約220万人であった。これを職種別にみると、全体の39.6%が単純作業（elementary occupations）に従事しており、次にサービス・販売従事者（service and sales workers）18%、設備・機械の運転・組立工（plant and machine operators and assemblers）12.2%、技術者・準専門的職業従事者（technicians and associate professionals）8.7%、専門的職業従事者（professionals）8.5%、技能工および関連職業の従事者（craft and related trades workers）8.1%と続くが、農林漁業従事者は0.8%と極めて少ない。しかし過去10年間

グラフ1 OFWsの数の推移



(POEA のデータをもとに筆者作成)

グラフ2 OFWsに占める農林漁業従事者の割合の推移



(POEA のデータをもとに筆者作成、2013、2014、2015年は1%未満)

の農林漁業従事者の割合の推移からみれば2019年の0.8%という数値はかなり高いともいえる(グラフ2)⁽¹¹⁾。ここでの農林業従事者として求められる職種は種苗場での作業、一般の農家、専門食材農家、畜産農家での労働、庭師などで、日本やサウジアラビア、アラブ首長国連邦、マレーシア、キプロス、カタール、カナダ、オマーン、ニュージーランド、オーストラリアなどがその働き先として挙げられており⁽¹²⁾、農林業従事者の増加については、日本で就労する技能実習生の増加との相関関係も考えられるが、職種別の送り出し国についての詳細なデータがないため不明である(グラフ2)。

(2) 先住民の移動

先に述べたように、本稿で扱う北部ルソンの先住民が主として居住するのはCARで、主としてイスネグ族(Isneg: アバヤオ州)、カリンガ族(Kalinga: カリ



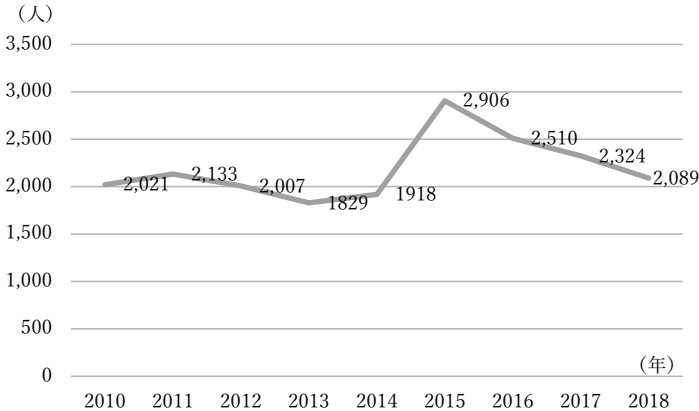
図2 コルディリエラ行政地域 (CAR)

ンガ州、ティンギャン族 (Tinguian：アブラ州)、ボントック族 (Bontok：マウンテン州)、イフガオ族 (Ifugao：イフガオ州)、イバロイ族 (Ibaloy：ベンゲット州)、カンカナイ族 (Kankanay：ベンゲット州北部およびマウンテン州西部) がこの地に住んでいる (図2)。彼らの多くが棚田による水稲耕作や焼畑などの農業に従事しているが、自然災害の影響も受けやすく、その生活は決して安定しているとはいえない。そのため、農閑期に女性が畑での作業に従事し、男性が近隣の州の鉱山などに出稼ぎに行く国内移動が多くみられる。とりわけ土地をわずかしかもたない人々は、常に小作や労働力を提供することで生業を補うか、村落を離れ町や鉱山で働かなければならなかった〔森谷 2021a：50-51〕。

今、こうした先住民の社会が経済的、政治的に直面している大きな問題は、国内・国際社会の経済体制に急速に組み込まれたということと、国内外からの資本の進出と生態系の破壊が人々のアイデンティティと文化の崩壊を引き起こしているということであり〔エヴィオータ 2000：277-289〕、彼らの社会もまた、このような状況において人々を国際移動へと向かわせることになる。海外フィリピン人委員会 (Commission on Filipinos Overseas：以下 CFO) の調べによれば、CAR の OFWs の数は近年、その数が急増しており、1990 年は 935 人だったが、2010 年には 2,021 人となり、2013 年と 2014 年には 2,000 人をわずかに割るが 2015 年には 2,906 人に増加、これをピークに徐々に減少するが依然として 2,000 人台を維持している (グラフ 3)⁽¹³⁾。

彼らを国際移動へと向かわせる要因の一つは貧困だが、たとえばイフガオ族の場合、イフガオ州の 2018 年の貧困率は 15.5%、「生きるために必要なカロリーを満たすための食糧ニーズのみを基準とした食糧貧困ライン」以下の収入で生活している人は 5.0% と比較的低いが、生活に困窮している人も少なからずおり〔PSA 2019、

グラフ3 コルディリエラ行政地域 (CAR) の OFWs の数



(CFO のデータをもとに筆者作成)

2020)、その多くが家計を補うために近隣の州への季節的な移動や、都市や海外への長期的な移動をするという。イフガオ州では農業以外の仕事は極めて少なく、数少ない「給料」がもらえる安定した仕事である地方公務員になれるのは大学を卒業している者に限られており、イフガオ族にとって稲作農耕は、教育を受けておらず職を得られない若者たちが「生きていく」ための単なる選択肢の一つに過ぎないという。イフガオ州から働きに出る者の多くは若者、とりわけ貧しい家族の若者男性たちで、近隣のベンゲット州で高原野菜や米の栽培農家で季節労働者として働き、若い女性たちは CAR の最大の都市であるバギオ市や NCR、ラグナ州 (Laguna Province : Region IV-A) などの都市部で工場労働者やメイドとして働く [Anderson K. & K. Apland et. al. 2017 : 6-7]。

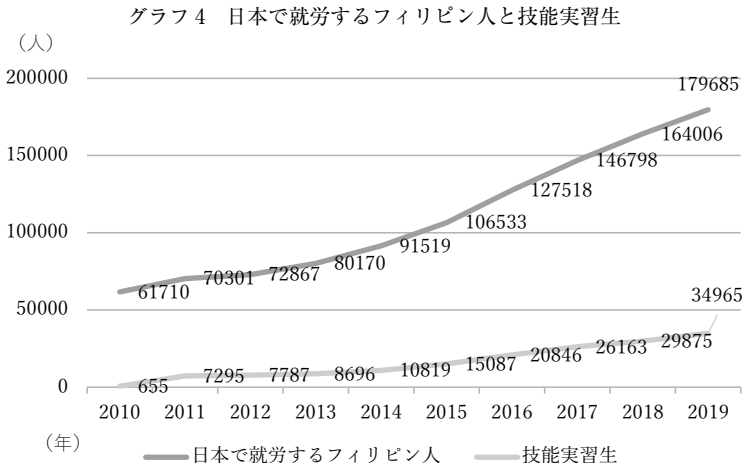
先住民たちの移動を促す直接の動機はこうした貧困や農作物の不作、家族の病気や事故などさまざまであろうが、とりわけ国際移動については「困難な経済状況から抜け出すため」「国内に就職がない」「より多くの知識と高度な技術を得るため」などその他の要素も加わる。とはいえ、たとえどのような動機であろうと、彼らを海外へ向かわせる最大の魅力はやはり給料の高さであろう [森谷 2010 : 38, 2021a : 51]。しかし、必ずしも貧困が国際移動の第一の要因であるというわけではなく、筆者はかつてマウンテン州に住むポントック族の国際移動について調査したが、ポントック族の場合、国際移動へと向かうのは比較的豊かな層の人々で、職種は家内労働者や看護師、介護士が多くを占めているが、とりわけ看護師については教育にお金をかけることのできる人々であり [森谷 2010]、「十分な援助と移住先で求められる専門技能をもつことが国際移動者には必要で、結果的に、国際移動者は非移動者と比べて高い所得能力を有するだけでなく、同等の学歴をもつ現地住民よりも健康で生産性が高い」ことが多く、逆に専門技能をもたない人々の移住を困難にしていることがわかる [国際連合開発計画 2010 : 43-50]。

2 農業技能実習生

(1) 農業技能実習制度

日本の外国人労働者の数は増加傾向にあり、2019年は2018年と比べ13.6%増の1,658,804人であった。在留資格別では、専門的・技術的分野の在留資格の労働者数が329,034人で前年から18.9%増、身分にもとづく在留資格（日系人などの定住者や永住者、日本人の配偶者など）の労働者数は531,781人で同じく7.3%増、技能実習は383,978人で24.5%増、経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）にもとづく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者などの特定活動は41,075人の15.3%増で、いずれも大幅な増加が見られた⁽¹⁴⁾。このうち、日本で就労するフィリピン人の数が中国人、ベトナム人に次いで3位であることはすでに述べたが、近年のフィリピン人の日本の新規雇用者数の増加は、技能実習生の増加とも関係していると推察される（グラフ4）。

技能実習制度は、高度経済成長期の1960年代から海外の現地法人などの社員教育として企業が個別に行ってきた研修制度をもとに、それまでの研修を制度化する形で「外国人研修制度」として1982年に開始され、以降、労働力不足が顕在化していくなかで研修生の受け入れが拡大していくが、1993年には、研修終了後一定の要件を満たした研修生に就労を認め、雇用関係のもとで実践的な技能を習得させるという技能実習制度が開始された。さらに入管法の改正により2009年には在留資格に「技能実習」が正式に設けられ、雇用主には実習生と雇用契約を結び、日本



(厚生労働省のデータをもとに筆者作成)

人と同等に最低賃金以上の給与を支払うことが義務付けられ、実習生に社会保険も適用されるようになった〔宮入 2018：118-120〕。技能実習の在留資格には1号、2号、3号の区分があり、技能実習1号は入国後1年目に技能の修得をする活動に従事するもので実習可能な対象職種に制限はない。実習期間は原則1年だが、実習の終了前に基礎級相当の技能検定を受験して合格し入国管理局の審査を通れば技能実習2号の在留資格が得られる。いっぽう技能実習2号は2年目と3年目の技能の習熟を図るための活動に従事するもので、1号から2号に移行することを認められている「移行対象職種」には制限があり、2021年3月16日現在、移行可能な対象職種は農業、漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属、その他（自動車整備やビル清掃、介護、リネンサプライ、宿泊関係など19職種であった。また技能実習3号は4年目と5年目に技能に熟達する活動に従事するもので所定の技能評価試験に合格することが必要であり、技能実習3号を受け入れられる企業は優良な実習実施者または管理団体に限られる⁽¹⁵⁾。

農業関係の技能実習には2職種6作業あり、1つは耕種農業（作業は施設園芸、畑作・野菜、果樹）、もう一つは畜産農業（作業は養豚、養鶏、酪農）で、技能実習の制度に農業が加わったのは2000年であるが、最初は施設園芸、養鶏、養豚のみが対象で、2002年には畑作・野菜と酪農、15年に果樹が加わり現在に至っている。技能実習生の受け入れ方式には企業単独型と団体監理型、すなわち事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れるタイプの2つがあるが、農業分野においては団体監理型のみで農業協同組合や事業協同組合が監理団体となってその受け入れを行っており、受け入れ側の状況に応じて毎年2～3名の実習生を受け入れることができることになっている〔堀口 2017a：14〕。農業技能実習生の数は景気の影響を受けて増減する他職種とは異なりほぼ一貫して増えており、2017年度の職種別技能実習計画認定件数63,627件のうち農業関係は7,360件、2018年度で総数389,321件のうち農業関係は39,295件、2019年度で総数366,167件のうち農業関係は32,419件だった。実習生の主な国籍はベトナム、中国、フィリピン、インドネシアで、それぞれの占める割合は、2017年で33.0%、36.4%、9.8%、8.9%で、2018年は38.4%、28.4%、11.0%、8.8%、2019年で41.0%、25.6%、10.8%、9.4%である⁽¹⁶⁾。

橋本によると、農業分野で実習生が増加した背景には2つの要因があり、1つ目はこれまで農繁期の需要を支えていた家族労働者や近隣のパート労働者などの臨時労働者の高齢化で、これに代わる常用雇用労働者としての実習生を導入したことによる。2つ目は農業経営体や専業農家による規模拡大の推進で、この場合、規模を拡大した農地を維持するためには一層の労働力が必要であり、一部の大規模農家が農業協同組合や事業協同組合を通じて実習生を導入し始めた〔松久 2009：37-38、橋本 2015：77-78〕。

(2) フィリピンと農業技能実習

農業といえば5K、すなわち「きつい、汚い、格好悪い、稼げない、結婚できない」のイメージがあるが、技能実習生には、日本人の労働者と同様に日本の労働関係法令等が適用され、雇用契約にもとづき賃金の適正な支払いや労働時間（原則1日8時間で週40時間まで、休日は毎週少なくとも1日）、時間外・休日・深夜の割増賃金、年次有給休暇が定められ、社会保険（医療保険、年金保険）、労働保険（労災保険、雇用保険）加入が義務付けられるなど〔全国農業会議所 2021：16-1〕、所得が低い、あるいは就業先が見つからない途上国の若者にとっては魅力的な「出稼ぎ」の位置付けになっている。彼らにとって日本の技能実習制度は低い学歴でも海外へ行けるチャンスであり、しかもそのための日本語研修や往復の旅費が日本側で多く負担されることから、まずは技術の獲得よりも海外「出稼ぎ」という目的が先に来るのかもしれない〔堀口 2017a：14〕。

フィリピンにおいても日本の農村は、冒頭の先住民男性による「農業なら経験がある。自分でも受かると思った」という語りに象徴されるように、国内では就業機会上不利な自らの出身地域や出自階層を将来の可能性へと転化させる飛躍の機会である〔飯田 2012：60〕。とりわけフィリピンで最も社会的、文化的、経済的に周縁化されているといわれる先住民にとっては、これがきわめて大きな飛躍の機会となる。先述のように、フィリピンからの農業技能実習生は全体の1割以上を占め増加傾向にあるが、そうした就労増加の背景と実態について調査した飯田によると、技能実習生として来日するフィリピン農村部出身者たちの多くは70年代、80年代に緑の革命と農地改革という大きな変化を経験した小作農の子どもの世代にあたり、国内の出稼ぎ就労を経験しているという。また近代的なライフスタイルが人々に浸透するなか、農村では経済的な困窮だけでなく「文化的な疎外感」を感じる者も少なくなく、これまでそうした環境で暮らす者たちには海外での就労の機会はほとんどなかったが、日本の農業技能実習制度は、フィリピンの農村の男性たちの目に「賭けるべきチャンス」と映ったのだという。そして実際に、帰国後に彼らの多くは「家族のために犠牲となって日本へ行き働いたが、人生を賭けたその賭けが成功した」としばしば語り、また、日本での農業技能実習生としての経験を「農業技能や技術の高まった根拠」として履歴に記すことで、次の海外での就労の条件を少しでも良いものにしようとしている者もいたという〔飯田 2015：6-7〕。

多くのフィリピン人農業実習生を抱える長野県の寒冷地での実態について調査した堀口によると、長野県は毎年4月初めに露地野菜の仕事で技能実習生を100名以上受け入れているが、この大量雇用は7～8カ月間のみ仕事であり、冬季には仕事がないために帰国しなければならない。彼らは1年未満の短期の技能実習生であって再来日はできないという。いっぽう酪農家では3年間日本で働く技能実習生を雇用するが、両者とも募集対象者に体力を求めるので男性が多く、特に露地野菜農家はすべて男性に限っているという。堀口らはこの酪農家1戸のための採用面接

に2015年に同行、その過程についての詳細な報告をしているが、それによると、実習生1人の募集に対し、あらかじめ依頼を受けたフィリピン側の送り出し会社がつリストの中から数人に連絡がいったが、その候補者のうちNCRの会場まで旅費を自己負担で来たのは3名で、いずれも日本で働いたことのある親族がおり、日本の情報を過去の技能実習生から得ていたという〔堀口2017b：192-195〕。

いっぽう、大規模野菜生産経営においても、鮮度が重視される生食用の新鮮野菜の収穫作業などは手作業に依存しなければならないので、その手作業部分を外国人技能実習生の受け入れによって解消しているという。たとえば福岡県で水菜や小松菜を栽培する農家では、日本人は役員3名の他、社員として男性3名と女性2名がおり、社員以外に日本人のパート5名を常時雇用、加えて外国人技能実習生8名を年間受け入れている。この8名の外国人技能実習生は皆、ダバオ市⁽¹⁷⁾出身のフィリピン人で、当初は近隣に住む同市出身の妻を持つ人が中心なり妻の同郷の研修生を受け入れる組合を作って受け入れていたが、現在ではその組合が発展し、近隣の野菜農家でも合計約100名の外国人研修生を受け入れているという〔甲斐2016：124-125〕。

農業実習生を受け入れる際にかかる費用は送り出し側や受け入れ先の状況によっても異なるが、上述の農家の場合、実習生への支払いは法的に定められた最低賃金で、実習生との話し合いにより、希望があれば祝祭日・土日出勤や残業には割増料金を支払うことで雇用しているという。それ以外にフィリピンからの旅費、渡航宿泊費、総合的な支援・援助や適正実施の助言・指導を受ける国際人材協力機構(Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization：JITCO)への手数料、渡航手続き費用と管理費の組合への支払い、社会保険料の支払いが必要で、年換算で1人当たり約230～280万円の支出、うち給与を除いた負担は30～80万円となる〔甲斐2016：125、坪田2018：159〕。

冒頭に登場したフィリピン人男性はCARのアブラ州出身で、大学を中退し実家で稲作農耕に従事していたが、親族の紹介でNCRの紹介会社の面接を受け、当時、農業技能実習生として、2名のフィリピン人技能実習生とともに長野県のレタス農家に住み込みで働いていた。彼らは寒冷地でしばしばみられる「1年未満の短期の技能実習生」で、飯田によると、これらの農業実習生たちは「ルソン島北部のアブラ州やベンゲット州(いずれもCAR)などの貧困層が多いとされる農村部出身の農民の子弟で、比較的高学歴層だが、貧困と就業機会の不足により国内外を含めて断続的な移住労働の経験を多くもつ20代から30代の青年男性」といった共通の特徴があるという〔飯田2012：59-60〕。なかには半年であった受け入れ期間を複数年に延長する農家もあるが、その場合は、繁忙期の労働強度が増す一方でそれ以外の期間の仕事量が減少し、休閑期はほぼ3万円程度の生活費のみでフィリピン人を宿舎に留め置くことで、生産の自然的条件や流通の市場的条件に対応した労働条件を技能実習生に課しながら経営の集約化が図られているという〔飯田2015：7〕。

彼らは6か月の滞在中、7～9月の繁忙期にはお盆以外の休みは一切なく、朝4

時から18時まで実働11時間前後のきつい労働を毎日繰り返しても「問題ない」という〔飯田 2012 : 59〕。もちろん技能実習には多くの問題があり、なかには恣意的な契約違反やパワハラに遭遇したフィリピン人技能実習生もおり、その経験を帰国後も「屈辱」としてとらえ続けている者もいる。技能実習生に対する抑圧や差別といった問題は、かれらが滞日中に異議申し立てをして顕在化することもあるがそれは一部に過ぎず、帰国後も周囲に語ることもできないまま本人たちが抱え込んでいる場合も少なくないという〔飯田 2015 : 7〕。

3 先住民と日本をつなぐ

(1) 技能実習生の送り出し

技能実習生を受け入れたい企業／農家は、年齢、性別、学歴／職歴、志望動機など、希望する人材の条件を日本の監理団体に提示し、監理団体はそれを現地の送り出し機関に伝え、送り出し機関が希望に合った人材を斡旋・選抜することになる。

フィリピンの場合、技能実習に関しては2010年まで労働雇用省技術教育技能開発庁（Technical Education and Skills Development Authority : TESDA）が管轄省庁であったが、その後POEAの管轄となった。さらにフィリピン大使館内にある海外労働事務所（Philippine Overseas Labor Office : POLO）でも実習生のモニタリングと保護を行っている。また、2017年11月21日にフィリピン政府と日本政府が不適正な送出機関を排除するための二国間取決めを締結し、2018年9月1日以降は認定送出機関以外からの実習生の受入れが認められなくなった。2021年10月14日現在、252の機関が認定されているが、いずれも説明会などを通じて人材を募集し、求人票にもとづき人材プールから人選して技能実習生を送り出しており、選考試験や面接に合格した人材に対して日本語教育を行なっている。また、送出機関間の競争が激化するなかサービスの質の向上とダンピングの回避を目的に、日本への人材派遣業に従事してきた送出機関による「日本向け人材派遣フィリピンコンサルタント協会（Japan Employment Providers of the Philippines and Consultants' Association : 以下 JEPPCA）」や、日本の技能実習を扱う送出機関のみが集まる「フィリピン技能実習制度取り扱い認可機関（Association of Philippine Licensed Agencies for Technical Internship Program : APLATIP）」などが創設されており、いずれも厳しい条件をクリアした送出機関のみが入会可能で、POEAとも太いパイプをもっているという⁽¹⁸⁾。

先にみたように、日本の技能実習制度は所得が低い、就業先が見つからない、学歴が低いといった者でも海外へ行けるチャンスであるが、それは、これまでそうした就労の機会がほとんどなかった先住民にとっても同じである。しかし、すべての人々に平等にその機会が与えられているというわけでもない。実は、先の認定送出機関のほとんどはNCRにあり、それ以外の地域にあるのは252期間中16機関だ

けだが、それも1つはマニラ首都圏近郊のカビテ州 (Region IV-A) で、6つはフィリピン中部から南部にかけての地域の商業、交易、産業の中心地であるセブ市 (Region VII) であってそのほとんどが都市部に集中している⁽¹⁹⁾。そのため、必然的にNCRや都市部に住む人の方がこれらのチャンスにアクセスしやすいことになるが、農業技能実習生の場合は、たとえNCRにある送り出し機関であっても「擦れている」近郊出身の者が採用されることはなく、遠方の州で募集がかけられるという。ただし、そうはいつても実際は、すでに帰国した技能実習生の兄弟や友人がしばしば送り出し機関に紹介され、とりわけその実習生が勤勉であったときには紹介された応募者や同一の地域の応募者が採用されやすい。その結果、技能実習生を集中的に排出する地域が形成されるが、これらの地域はフィリピンでも「僻地」であることが多く、農業技能実習の場合、労働条件が厳しいにもかかわらず6か月間と期限が短く賃金もさほど高くないため、必然的に中央にアクセスしにくい地域出身者がこれに応募することになるという〔飯田 2017: 58-59〕。このことは、送り出し機関に「僻地」である山間部のCARに住む先住民たちがアクセスしやすいベンゲット州にFAASI国際企業 (FAASI International Corporation) と高地海外人材雇用会社 (Highlander Overseas Manpower Employment Corporation) という2つの認定機関があることとも関係しているかもしれない。これらのうちFAASI国際企業はフィリピン芸術・技術専門学校 (Filipino Academe for Arts and Skills Incorporated) が1997年に設立したもので、ベンゲット州に本社、マニラ首都圏に2つの支社があり、フィリピンの職業従事者や熟練工への海外での就職斡旋を専門とする企業としてDOLEおよびPOEAの認可を受けている。いっぽう高地海外人材雇用会社は陸上労働 (land-based) を斡旋する企業で、同じくPOEAとDOLEの認可を受けている。ただし両社とも日本への送り出しに特化しているというわけではなく⁽²⁰⁾、今後、さらなる詳しい調査が必要であろう。

このように制度上、日本で働く機会はすべての人に開かれたものであるが、上述の飯田の説明のように、技能実習生の選考にあたってはすでに帰国した技能実習生の兄弟や友人の紹介が優先されており、冒頭のアブラ州出身の男性も親族の紹介でNCRの会社に応募、あるいは福岡県の大規模野菜生産経営農家で受け入れている8名の外国人技能実習生はダバオ市出身のフィリピン人で、当初は近隣に住むダバオ市出身の妻を持つ人が中心なり、妻の同郷の研修生を受け入れる組合を作って研修生を受け入れたなどという事例にみるように、フィリピンではこうした人的ネットワークの存在によって「就業機会上不利な自らの出身地域や出自階層を将来の可能性へと転化させる飛躍の機会」が制限されることもある。いっぽう日本での農業技能実習に応募する者には以前日本で働いたことのある家族や親族、出身地の友人がいる者が多くおり、事前にこれらの人から賃金や主要な生産物、規模などの情報を得ることができ〔堀口 2017b: 198〕、いずれにおいてもこうした人的ネットワークが農業技能実習生として日本で働くうえで重要な機能を果たしているといえよう。

(2) 農業協同組合と事業協同組合の役割

農業技能実習の場合、農業協同組合や事業協同組合が監理団体となってその受け入れを行っていることは既に述べたが、先の福岡県の大規模野菜生産経営でのダバオ市出身の研修生の受け入れのように、特定の地域を中心に農業技能実習生を受け入れている組合もある。

たとえば、高知県は1975年からベンゲット州と姉妹県州の関係にあり、ベンゲット州の農業実習生を1997年から継続して受入れており、こうした農業分野での交流を通して他分野での連携の可能性も探っているという。「高知県外国人材確保・活躍戦略の概要」によれば、高知県では各産業分野で人手不足が深刻化し、それを補う形で外国人労働者の数が年々増加しており、2020年10月末現在、県内の外国人労働者数は3,473人、885事業所、うち農林漁業が全体の24.9%を占め、これに製造業23.6%、卸売業・小売業15.7%、建設業8.9%が続く。これを国籍別でみると、ベトナム人が全体の42.3%、次いでフィリピン人15.5%、中国人12.2%、インドネシア人8.8%となっている。

このような状況において高知県では、海外から優秀な人材を確保するための戦略として「人材送出し国（地域）との友好関係を構築・連携を強化し長期的・安定的な人材受け入れを目指すとともに、生活者としての外国人への支援を行い共生社会を実現すること」を掲げている⁽²¹⁾。この高知県とベンゲット州との姉妹県州提携の経緯をみると、そのきっかけとなったのは1974年度の事業「高知県青年の船」で、その陸上行動での研修・視察の充実を検討した際、青年海外協力隊としてベンゲット州に駐在経験のある須崎市出身の吉川浩史（1967年3月から2年間）がこの州を紹介したところ、バギオ市在住の日系3世ドロシー・ハマダ（Dorothy Hamada）⁽²²⁾らがこれを歓迎しさらには姉妹県提携をとの気運が高まったが、ベンゲット州政府も「戦後、日本人はマニラに多数訪問しても、奥地まで入ってくる団体はない。あっても遺骨収集団とかである。「青年の船」のような一行が来訪してくれることは友好親善としても望ましく歓迎する」として、ベンゲット州理事会において将来、姉妹県提携についても用意があることを決議したという。そして1975年にはベンゲット州庁舎で高知県知事、ベンゲット州知事による調印が行われ、正式に姉妹県州が提携された⁽²³⁾。

高知県における民間国際交流の中核的な役割を果たす組織に、県・市町村・民間企業が一体となって設立した高知県国際交流協会における「高知県・ベンゲット州姉妹交流推進会議」があるが、そこではその交流の様子などを綴った機関誌「高知県・ベンゲット州友好新聞」が発行されており、そのなかにベンゲット州から来た農業実習生の様子もいくつか掲載されている。たとえば2013年の第15号ではインゲンを栽培しているビニールハウスと花卉農家を訪ねたが、そこでは出会ったベンゲット州の青年たちを「日本の若者たちには欠けている粘り強さがある」と称賛しており、また2014年の第16号では2件のニラ農家を訪ねたがここには女性の実習

生もおり、受け入れ農家は実習生の勤勉性や真面目さを高く評価していて、これからも女性を積極的に受け入れたいと言っているという。さらに2020年の第22号ではトマトを栽培するビニールハウスを訪れたが、実習生はすべて女性で、ここでは農業実習にありがちな重労働や早朝からの作業はなく、朝8時から5時まで働き、土日祝日の休みもしっかりとれる。彼女たちは休みの日は買い物や洗濯をしたり、町外にいる同郷の友人に会いに行ったりして高地での生活を楽しんでいるという。これと同じようなことは第16号にも書かれており、休日には実習生同士で買い物に行ったり、スポーツをしたりと、自分なりの息抜き方法をもっているということであった。いっぽう第15号では、日本人の同僚とすっかり打ち解けているとか、実習の息抜きとして地元の人との交流を楽しみにしているとの記載があった。これらはいずれも温暖地のため実習期間は3年のようである⁽²⁴⁾。

もちろんこれらの事例が農業技能実習の実態をすべて表しているわけではないし、北部ルソンから来た先住民が皆、優遇されているというわけでもない。上述の長野の短期の技能実習生のように、早朝から遅くまできつい労働が続き、しかも6か月間と期間は限られている場合ももちろんある。

表1 職種別技能実習生の失踪者数⁽²⁵⁾

年	農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
2018	1,342(14.8%)	136	3,615	861	689	634	1,157
2019	1,132(12.9%)	112	3,592	890	556	741	1,252
2020	645(11.0%)	62	2,693	507	381	454	899

実際のところ、「賃金が少ない」「働く環境が過酷」「実習期間終了後も働きたい」などといった理由で技能実習生の失踪は増加しつつあるが、これを職種別でみると、実習生が最も多い建設が失踪者の数でも1番多いが、農業は全体の母集団の数が少ないにもかかわらず失踪者数が2番目に多い(表1)。しかしこれを国籍別でみると、技能実習生に占めるフィリピン人の数の割合がベトナム、中国について3番目であるにもかかわらず、フィリピン人の失踪者数は極めて少なく、失踪者数はその他に含まれ公表されていない〔出入国在留管理庁 2020: 42〕。

飯田の報告にもあるように、彼らの多くは、きつい労働のなかで完全に個別化されているわけではなく出身地別に互助的な関係を築いており、失踪よりも、物を融通し合い、時々集まって仕事の不満や農家野口を言いあってはうっぶんを晴らし〔飯田 2012: 60〕、帰国後は、最大大きく飛躍するための次の機会を窺うのである。

おわりに

多くの人が思い描く先住民のイメージは「先祖伝来の土地に住み、「伝統的」な

生活を維持してきた人々」であり、これまで国際移動とは縁遠い人々と考えられてきた。しかしグローバル化のなかで、先住民もまたその多くがより快適な／近代的な生活を求めて頻繁に移動するようになってきているが、彼らの中には移動後、先祖伝来の土地に戻ってくる人や、戻らずに新しい土地にとどまる人、新しい土地にとどまりつつも先住民としてのアイデンティティを失わない者もあり、それを一概に捉えることはできない。

筆者はかつて、低地のフィリピン人がハワイのサトウキビ・プランテーションで農作業に従事していた20世紀の初めには、こうした北部ルソンの先住民の多くが自分たちで興行を打つためにアメリカやヨーロッパに渡り、そこでたくさんの現金を稼ぎ、それによって本来なら貧困層が手にすることのできない富裕層の貴重な相続財を購入したり、そのお金で子孫たちに教育を受けさせたりすることで、富裕層が担う「伝統的」な村の役割にかわる「近代的」な社会制度のなかで役職に就き地位や名誉を得ることを可能にしたという事実や、彼らの中から多くの看護師が国際移動していることに注目し、先住民たちはさまざまな困難をかかえながらも、それまでの伝統的なヒエラルキーで固定化された文化とは異なる文化を創り出してきたのであって、必ずしも「家族のために犠牲になって働く無力で受け見の存在」ではなく、彼らが、自らの意思で自分たちの人生を切り開く主体であり〔Constable 2007〕、一つの生業戦略として国際移民労働を利用していると主張したが〔森谷 2010、2021b〕、日本で働く技能実習生の先住民の場合、たまたま良い条件で働ける人的ネットワークや情報をもっていない限り、学歴や資格のない貧困に喘ぐ先住民たちが見出した飛躍の機会である技能実習は、その多くが、次なる飛躍のために耐え忍ぶ場となっており、コンスタブルのいうように「10年前であればフィリピン人は仕事にありつけさえすれば感謝していたであろう。いまや彼らは「不正」に声をあげ、「自由をよこせ」「権利をよこせ」と叫んでいる〕〔Constable 2007: 164〕といった状況には残念ながらまだ至っていない。

OFWsも、技能実習生についても多くの統計データがある。とりわけフィリピンはPOEAやPSAがさまざまな統計をとっており、インターネットを通してこれらのデータに比較的容易にアクセスできる。しかし実際は、これらのデータからは移動した人々の出身地や移住先、職種などはわかっても、いったいどんな人が移動したのかは見えてこない。しかもフィリピンでは先住民の移動に関するデータはほとんどなく、これは日本においても同じで、フィリピンの先住民は日本では低地民と同じ「フィリピン人」でしかなく、情報はきわめて断片的である。そうだとすれば、日本にも多くの先住民が出稼ぎに来ている現状を踏まえ、日本の農業の労働力不足を補う彼らの生活実態についてそのディテールのなかに降りていくことで、各々の文化のなかのさまざまな個人をしっかりと把握することによって、個々人の物の味方から平均的な「真実」を見だし〔Geertz 1975〕、その現状を明らかにしていかなければならないだろう。

〈注〉

- (1) 厚生労働省 HP より (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html, 2021 年 12 月 6 日アクセス)。
- (2) Philippine Statistics Authority HP より (<https://psa.gov.ph/statistics/survey/labor-and-employment/survey-overseas-filipinos>, 2021 年 12 月 26 日アクセス)。
- (3) 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和 2 年 10 月末現在) より (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16279.html, 2021 年 12 月 6 日アクセス)。
- (4) 外国人技能実習機構統計より (https://www.otit.go.jp/gyoumutoukei_r1/, 2021 年 12 月 3 日アクセス)。
- (5) The World Bank HP より (<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=PH>, 2021 年 12 月 6 日アクセス)。
- (6) フィリピンには行政の単位として、近隣する複数の州、構成市 (Component City)、州から独立する高度都市化市 (Highly Urbanized City) などから構成される 17 の地域があり、さらに州は市と町、市と町は最小自治単位のバラングイ (Barangay) に細分される。なお 17 の地域とはイロコス (Region I)、カガヤンバレー (Region II)、中部ルソン (Region III)、カラバルソン (CALABARZON: Region IV-A)、ミマロパ (MIMAROPA: Region IV-B)、ピコール (Region V)、西部ビサヤ (Region VI)、中部ビサヤ (Region VII)、東部ビサヤ (Region VIII)、サンボアング半島 (Region IX)、北部ミンダナオ (Region X)、ダバオ (Region XI)、中部ミンダナオ (Region XII)、カラガ (Region XIII)、マニラ首都圏 (National Capital Region: NCR)、バンサモロ・ムスリムミンダナオ自治地域 (Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao: BARMM)、コルディリエラ行政地域 (Cordillera Administrative Region: CAR) である (図 1)。
- (7) 北部ルソンの先住民が主として居住するルソン島北部を南北に縦断する CAR は、行政的にはアバヤオ州 (Apayao Province)、カリंगा州 (Kalinga Province)、アブラ州 (Abra Province)、マウンテン州 (Mountain Province)、イフガオ州 (Ifugao Province)、ベンゲット州 (Benguet Province) の 6 州と、ベンゲット州に位置する高度都市化市のバギオ市 (Baguio City) からなる (図 2)。
- (8) Philippine Statistics Authority HP より (<http://rssocar.psa.gov.ph/population/2018%20National%20Migration%20Survey%3A%20Migration%20Experiences%20of%20Filipinos>, 2021 年 12 月 6 日アクセス)。
- (9) 今日のハワイのフィリピン人コミュニティのルーツは 1906 年のハワイ砂糖栽培者協会 (Hawaiian Sugar Planters Association) による 15 人のサトウキビ・プランテーションで働く契約労働者 (sakadas) に辿ることができるが、今日のフィリピン人コミュニティの約 85% は北部ルソンのイロカノ族であるという (ハワイ大学マノア校フィリピン研究センター HP 「ハワイにおけるフィリピン人の歴史」より (<https://www.hawaii.edu/cps/hawaii-filipinos.html>, 2021 年 12 月 6 日アクセス))。
- (10) フィリピンでは、OFWs による家族への送金が国家にとって貴重な外貨獲得手段ということから、その送り出しを重要視し、国家政策として国を挙げてその支援を行っている。特にその中心的な役割を果たすのが労働雇用省 (Department of Labor and Employment) の管轄下にある海外雇用庁 (POEA) と海外労働者福祉庁 (Overseas Workers Welfare Administration Overseas: 以下 OWWA) で、POEA は OFWs の渡航にかかわる管理業務、事前のオリエンテーションやセミナー、民間斡旋仲介業者の監督を行い、OWWA は OFWs とその家族に対する福祉・厚生にかかわっている (POEA HP および OWWA HP より (<http://www.poea.gov.ph/>, <https://owwa.gov.ph/>, 2021 年 2 月 10 日アクセス))。

- (11) PSA HP より (<https://psa.gov.ph>、2020年12月10日アクセス)。
- (12) *Labor Market Monitor*, Vol. 2 No. 1 より (Department of Labor and Employment: July 2012)。
- (13) Commission on Filipinos Overseas HP より (<https://cfo.gov.ph/statistics-2/>、2021年12月3日アクセス)。
- (14) 注(3)に同じ。
- (15) 国際人材協力機構 HP より「技能実習制度の区分と在留資格」(<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>、2021年12月3日アクセス)。
- (16) 国際人材協力機構 HP より「統計」(https://www.otit.go.jp/research_toukei_h29h30/、2021年12月3日アクセス)。
- (17) 中部ミンダナオのダバオ・デル・スル州 (Davao del Sur Province) にある、NCR、セブ市に次ぐフィリピン第3位の都市。
- (18) JICA 農村開発部調査報告資料「外国人材の各国制度をとりまく状況と課題」(https://www.jica.go.jp/information/seminar/2019/ku57pq00002lvq1z-att/20200116_01_03.pdf、2021年12月10日アクセス)。
- (19) 国際人材協力機構 HP より「認定送り出し機関リスト」(<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/211117-12.pdf>、2021年12月3日アクセス)。その他は、パンパンガ州 (Pampanga Province: Region III) 3、ダバオ市 (Davao City: Region XII) 2、西ネグロス州 (Negros Occidental Province: Region VI) 2、ベンゲット州2、南カマリネス州 (Camarines Sur Province: Region V) 1であった。
- (20) POEA Jobs Abroad より (<https://poeajobs.ph/agency/faasi-international-corporation>、<https://poeajobs.ph/agency/highlander-overseas-manpower-employment/>、2021年12月10日アクセス)。
- (21) 「高知県外国人材確保・活躍戦略の概要」より (https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/files/2021031200182/file_2021322195318_1.pdf、2021年12月1日アクセス)。
- (22) 戦前、ルソン島北部には多くの日系人が出稼ぎ労働者として渡っており、ドロシー (Dorothy) の祖父もその一人、おそらくバギオに最も早い時期に鹿児島からやって来た濱田良吉ではないかと思われる [森谷 2016: 162]。
- (23) 高知県国際交流協会 HP より (<https://kochi-kia.or.jp/sister-city/philippines-benguet/>、2021年12月10日アクセス)。
- (24) 注(23)に同じ。
- (25) 法務省「職種別・技能実習生失踪者数 (平成30年)」より (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001362002.pdf>、2021年12月10日アクセス)。

〈参考文献〉

Anderson K. & K. Apland et. al.

2017 *Women in the Wind: Analysis of Migration, Youth Economic Empowerment and Gender in Vietnam and in the Philippines*. Plan International Report Summary.

Constable, Nicole

2007 *Maid to Order in Hong Kong: Stories of Migrant Workers*. Second Edition, Cornell University Press.

エヴィオータ、エリザベス・ウイ

2000 『ジェンダーの政治経済学』明石書店。

FAO・IFAD・IOM・WFP (Food and Agriculture Organization of the United Nations, International

農業労働者としてのフィリピン先住民

Fund for Agricultural Development, International Organization for Migration, World Food Programme)

2018 *The Linkages between Migration, Agriculture, Food Security and Rural Development*.
FAO・IFAD・IOM・WFP.

Geertz, Clifford

1973 *The Interpretation of Culture*. Basic Books, New York.

橋本由紀

2015 「技能実習制度の見直しとその課題—農業と建設業を事例として」『日本労働研究雑誌』
9月号 (No.662) : 76-87。

堀口健治

2017a 「第2章 農業にみる技能実習生の役割とその課題」堀口健治編『日本の労働市場開放
の現状と課題』筑波書房。

2017b 「第12章 政府の規制強化が効果を上げるフィリピン」堀口健治編『日本の労働市場
開放の現状と課題』筑波書房。

飯田悠哉

2012 「外国人農業技能実習生たちの日常世界：長野県のフィリピン出身者の事例から『農業
と経済』78-9 : 59-60。

2015 「3 農業技能実習生の就労増加の背景と実態：フィリピン出身者を事例として」『現代
日本における周縁労働市場の再編を移動する者たちの視点から理解する』トヨタ財団2015年
度研究助成プログラム研究報告書、研究代表：崔博憲。

2017 「農業技能実習生の帰国後の現実：フィリピン出身者の事例から」『農業と経済』83-6 :
57-62。

甲斐諭

2016 「大規模野菜生産における外国人技能実習生受け入れの必要性と効果および今後の課題」
『中村学園大学・中村学園大学短期大学部 研究紀要』48 : 121-127。

国連開発計画 (UNDP)

2010 『人間開発報告書2009：障壁を乗り越えて一人の移動と開発』UNDP。

松久勉

2009 「2009 農業分野の外国人研修生、技能実習生の実態」『農村と都市をむすぶ』1月号 (通
巻687) : 31-39。

宮入隆

2018 「北海道農業における外国人技能実習生の受入状況の変化と課題—制度改正を目前に控
えた2016年までの分析結果—」『開発論集』101 : 117-143。

森谷裕美子

2010 「周縁に生きる人々と国際移動—フィリピン先住民民族社会における看護師の国際移動と
ジェンダー—」『国際ジェンダー学会誌』8 : 25-45。

2016 「フィリピン日系人社会におけるジェンダー表象」『明治大学政経論叢』84-3・4 : 151-179。

2021a 「フィリピンの先住民と国際移動」『人文学フォーラム』19 : 37-56。

2021b 「1904年セントルイス万国博覧会と『ポントック頌歌』」『東アジアにおける南島研究』
春風社。

PSA (Philippine Statistics Authority)

2019 *Official Poverty Statistics of the Philippines: First Semester 2018*.

2020 *The 2018 National Migration Survey*. PSA.

出入国在留管理庁

2020 「第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況」『出入国在留管理 2020年版』出入国在留管理庁。

Tigno, Jorge V.

2000 The Philippines Overseas Employment Program: Public Policy Management from Marcos to Ramos. *Public Policy*, 4-2: 37-86.

坪田邦夫

2018 「農業の外国人材受入れの課題 (1)」『農業研究』31: 135-170。

全国農業会議所

2021 『農業分野における外国人技能実習制度の概要 2021』全国農業会議所。